



平成24年 7 月30日 開会

平成24年 7 月30日 閉会

平成24年 8 月定例会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会 平成24年8月定例会会議録目次

広域連合議会の開催（招集告示）について	1
議案の送付について	2
運営予定表	3
議事日程	4
会議に付した事件	4
監査結果報告一覧表	5
出席・欠席または遅参・早退した議員	6
出席した説明員	6
出席した書記	6
開会宣言	7
広域連合長あいさつ	7
報 告	8
日程第1 議席の指定について	8
日程第2 会議録署名議員の指名について	8
日程第3 会期の決定について	9
日程第4 一般質問	9
・ 2番 田辺 昭夫君	9
広域連合長 西岡 憲康君	11
事務局長 保崎 博道君	12
・ 2番 田辺 昭夫君	12
事務局長 保崎 博道君	13
・ 2番 田辺 昭夫君	13
・ 1番 黒見 節子君	14
広域連合長 西岡 憲康君	14
事務局長 保崎 博道君	15
・ 1番 黒見 節子君	15
事務局長 保崎 博道君	16
・ 1番 黒見 節子君	16
日程第5 議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」	16
広域連合長 西岡 憲康君（提案説明）	17
事務局長 保崎 博道君（提案説明）	17
採 決	18
日程第6 議案第8号・議案第9号	18
広域連合長 西岡 憲康君（提案説明）	18
事務局長 保崎 博道君（提案説明）	19

・ 2番	田辺 昭夫君 (質疑)	2 1
事務局長	保崎 博道君	2 1
・ 2番	田辺 昭夫君	2 2
・ 1番	黒見 節子君 (質疑)	2 2
事務局長	保崎 博道君	2 3
・ 1番	黒見 節子君	2 5
採	決	2 5
日程第7	議案第10号・議案第11号	2 5
広域連合長	西岡 憲康君 (提案説明)	2 6
事務局長	保崎 博道君 (提案説明)	2 6
採	決	2 7
日程第8	議案第12号・議案第13号・議案第14号・議案第15号	2 7
広域連合長	西岡 憲康君 (提案説明)	2 7
採	決	2 8
日程第9	議案第16号「専決処分を求めることについて (岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更)」	2 8
広域連合長	西岡 憲康君 (提案説明)	2 9
採	決	2 9
閉 会 宣 言		2 9
一般質問発言通告一覧表・議案質疑発言通告一覧表		3 0
会議録署名議員		3 1

岡 広 議 第 3 号
平成24年7月17日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合議会
議長 則 武 宣 弘

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成24年8月定例会
及び全員協議会の開催について

このことについて、別紙写しのとおり、広域連合長より岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成24年8月定例会が招集されたのでお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第18号
平成24年7月17日

平成24年7月30日（月曜日）午後2時00分、岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成24年8月定例会を岡山県市町村振興センター5階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 西 岡 憲 康

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 西 岡 憲 康

議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 2 4 年 8 月定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 議案第 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 3 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）） |
| 議案第 8 号 | 平成 2 3 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 |
| 議案第 9 号 | 平成 2 3 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 議案第 1 0 号 | 平成 2 4 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 議案第 1 1 号 | 平成 2 4 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 議案第 1 2 号 | 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 1 3 号 | 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 1 4 号 | 岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 1 5 号 | 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 1 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて（岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更） |

平成24年8月定例会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
7月30日	(月)	午後2時00分	本 会 議	議席の指定について 会議録署名議員の指名について 会期の決定について 一般質問 議案の上程・採決

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

平成24年8月定例会議事日程

平成24年7月30日（月） 午後2時00分開議

日程番号	会議に付する事件
第 1	議席の指定について
第 2	会議録署名議員の指名について
第 3	会期の決定について
第 4	一般質問
第 5	議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）） (上程・採決)
第 6	議案第 8 号 平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 議案第 9 号 平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 (上程・採決)
第 7	議案第10号 平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） 議案第11号 平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） (上程・採決)
第 8	議案第12号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 議案第13号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 議案第14号 岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例 議案第15号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (上程・採決)
第 9	議案第16号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更） (上程・採決)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
1	24. 2.29	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成24年1月分例月出納検査結果報告
2	24. 3.28	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成24年2月分例月出納検査結果報告
3	24. 5.23	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成24年3月分例月出納検査結果報告
4	24. 7. 9	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成24年4月分例月出納検査結果報告
5	24. 7. 9	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成24年5月分例月出納検査結果報告

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	黒見 節子	出席		10	近藤 隆則	出席	
2	田辺 昭夫	〃		11	石垣 正夫	〃	
3	草加 信義	〃		12			
4	松原 繁之	〃		13	山崎 親男	出席	
5	磯田 博基	〃		14	大内 恒章	〃	
6	井戸 賢一	〃		15	山野 通彦	欠席	
7	安東 美孝	〃		16	万殿 紘行	出席	
8	武久 顕也	〃		17	木下 哲夫	〃	
9	井手 紘一郎	〃		18	則武 宣弘	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	西岡 憲康	総務課長	上井 勉
副広域連合長	井上 稔朗	業務課長	小林 一仁
事務局長	保崎 博道	業務課資格賦課班長	富森 賢一
		業務課給付班長	小坂 憲広

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記長	山本 正弘	書 記	赤澤 正基
書 記	西 祐典		

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

○議長（則武 宣弘君）

皆さん、こんにちは。本日、岡山県後期高齢者医療広域連合議会、平成24年8月定例会が招集されましたところ、皆様方には御多用のところ御参集をいただき、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16人であります。山野議員から欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより岡山県後期高齢者医療広域連合議会、平成24年8月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

広域連合長あいさつ

○議長（則武 宣弘君）

広域連合長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

○広域連合長（西岡 憲康君）

議長。

○議長（則武 宣弘君）

広域連合長。

○広域連合長（西岡 憲康君）〔登壇〕

本日は8月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい時期にもかかわらず多数御出席をいただき、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、議長にお許しをいただき、一言ごあいさつを申し上げます。

前任の高木連合長から、この5月に広域連合長を引き継ぎました西岡と申します。来年の4月までが私の任期であります。広域連合長としての職務に邁進してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度運用から4年が経過いたしました。制度の今後の状況につきましては、議員各位御承知のとおり「社会保障・税一体改革」の関連法案として「社会保障制度改革推進法案」が今通常国会に提出されております。

既に衆議院では可決されまして、現在参議院で審議されているところであります。

法案の中では、すべての国民が原則として健康保険など法律に基づく医療保険制度に加入する仕組みを維持し、高齢者医療制度の今後につきましては、新たに設置される「社会保障制度改革国民会議」で改めて検討し、結論を得ることとなっております。

そういったことから現行の制度は、当分の間、現状のままの運営になるということが考えられるところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも全国連合長会議や市長会、町村会などを通じまして情報収集に努めるとともに、今後の推移を注視しながら、引き続き被保険者の皆様方のために精いっぱい運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

さて、本日の定例会におきまして御審議を賜ります案件は、予算決算関係の案件が5件、条例案件が4件、それと専決事項の承認案件1件を提出させていただいております。

詳細につきましては、それぞれ御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、御議決を賜るようお願いを申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

報 告

○議長（則武 宣弘君）

この際、報告いたします。

監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく平成 24 年 1 月、2 月、3 月、4 月、5 月分の例月出納検査の結果の報告がありました。事務局に保管しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりでございます。

日程第 1 議席の指定について

○議長（則武 宣弘君）

日程第 1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第 4 条第 2 項の規定により、新たに当選されました安東美孝議員の議席は 7 番に、武久顕也議員の議席は 8 番に指定いたします。

議席一覧表

1	黒 見 節 子	1 0	近 藤 隆 則
2	田 辺 昭 夫	1 1	石 垣 正 夫
3	草 加 信 義	1 2	
4	松 原 繁 之	1 3	山 崎 親 男
5	磯 田 博 基	1 4	大 内 恒 章
6	井 戸 賢 一	1 5	山 野 通 彦
7	安 東 美 孝	1 6	万 殿 紘 行
8	武 久 顕 也	1 7	木 下 哲 夫
9	井 手 紘一郎	1 8	則 武 宣 弘

日程第 2 会議録署名議員の指名について

○議長（則武 宣弘君）

日程第 2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、5 番、磯田博基議員、6 番、井戸賢

一議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（則武 宣弘君）

日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会議は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（則武 宣弘君）

日程第4、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、順次発言を許します。

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

2番、田辺昭夫です。8月定例会における一般質問を行います。

まず、後期高齢者医療制度そのものの動向についての連合長の認識をお尋ねをいたします。

平成20年4月からスタートいたしました後期高齢者医療制度、4年が経過をいたしました。医療費が際限なく上がっていく痛みを、後期高齢者が自らの自分の感覚で感じ取っていただくことにしたと、時の厚生労働省の官僚が発言したように、この後期高齢者医療制度は高齢者を差別して、うば捨て山と、このように言われた制度で、国民から厳しい批判を受けました。

そうした中、政権交代を果たした民主党政権は、これを廃止すると公約したわけであります。

しかしながら、民主党政権は、制度の廃止を先延ばしし、廃止後の新しい制度についても高齢者の新たな負担を強いるものにしようとするなど、国民への裏切りを続けております。

本来ならば、2013年度から新制度に移行すると言っていたわけですが、今国会で野田首相は、社会保障・税関連8法案が通れば、今国会に後期高齢者医療制度廃止法案を提出することを決めた閣議決定の効力は消えると述べ、廃止法案提出を断念する意向を表明しました。結局、ずるずると廃止は引き延ばされ、高齢者を差別する制度が温存されているのであります。

そこで連合長として、現在の後期高齢者医療制度をめぐる動向について、先ほどもお話がありましたけれども、改めてどのように認識をしているかお尋ねをいたします。

次に、運営協議会の設置についてであります。

私は、幾度となくこの議会で、広域連合の運営に、他の広域連合のほとんどが持っている医療機関代表や被保険者代表、医師会代表、老人クラブ代表など、県民の皆さんの意見が反映できるような運営協議会、また懇話会的な、そういうものを設置することが必要だと申し上げてまいりました。また、市民からの懇話会的なものの設置を求める請願も、趣旨採択をされているところでもあります。

先ほど申し上げましたように、後期高齢者医療制度は、まだ当面は現制度が続くものと予想されます。

昨年8月議会では、連合長から設置を検討するという答弁をいただいておりますが、検討の結果はどうなったのでしょうか、お示してください。

最後に、健診についてお尋ねをいたします。

後ほど提案される決算議案の監査意見にも資料として、各市町村ごとの後期高齢者健診の受診率が示されております。低いところで総社市の2.41%、高いところで西栗倉村で56.18%と、大変市町村によってばらつきがあること。全県平均では10.61%とかなり低いことが特徴として上げられます。

健康診査の重要性については議論の余地のないところだというように思います。疾病を早期に発見し、早期に治療する。そのことが住民の皆さんの命を守ることであり、同時に結果的に医療費の削減をする効果があるわけであり、その健診率がばらばらであること、また大変低いという事態は、私は憂慮すべきことだと考えます。

ところで、先日私は、倉敷市議会の行政視察で長野市を訪問する機会を得ました。長野市は、中核市の中で断トツトップの健診率を上げておられます。特定健診の健診率を上げておられます。後期高齢者健診も、実に全体で50%を超えているようであります。

そこでその理由をお尋ねしましたところ、医療機関が積極的に健診を勧めていることが上げられました。そして、後期高齢者健診が始まった当初は、厚生労働省から血圧を下げる薬などの服薬をしている場合には、高齢者健診から外すような通達があったが、それが後に撤回されたので、積極的にやっている、こういうお話でありました。

私は、倉敷市の担当者にこの点についてお尋ねをすると、岡山県の後期高齢者広域連合からは、そのような撤回するという通知はないので、服薬者は健診から外しているということでありました。

そこでお尋ねをいたしますが、長野市の見解が正しければ、岡山県広域連合としても服薬者は健診から外すという方針は撤回できる、このように思いますけれどもいかがでしょうか、見解をお尋ねをいたします。

以上で質問を終わります。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

広域連合当局の答弁を求めます。

○広域連合長（西岡 憲康君）

議長。

○議長（則武 宣弘君）

広域連合長。

○広域連合長（西岡 憲康君）〔登壇〕

またもや廃止が見送られたということに対しまして、連合長の認識はどうかという、こういう御質問であります。一昨年の高齢者医療制度改革会議の最終報告で、平成24年度末に現行の制度を廃止し、国保を含めた新たな医療制度が都道府県を運営主体として運営する方針が出され、都道府県などと協議調整がなされてきたことは御承知のとおりでございます。

しかしながら、冒頭のあいさつでも申し上げましたとおり、今通常国会では社会保障制度改革推進法案が審議され、法案成立後は新たに設置される社会保障制度改革国民会議で改めて検討し、結論を得るということとなっております。

今後の制度改廃の方針につきましては、その動向を注視してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、新たな高齢者医療制度が確立されるまでは、被保険者である高齢者の皆様方に御心配や御不便をおかけしないように、現行制度の運営に鋭意取り組んでまいり所存でございます。

2番目の質問であります。運営協議会はどうするのかという御質問であります。設置の方針はいかがかということでもあります。

御質問の意見を聞く場の設置につきましては、平成24年2月定例会の黒見議員に御答弁をしたとおり、今年度中に開催するべく、県内市町村に意見を求め、また現在全国の広域連合の設置状況を参考に、要綱の策定をいたしているところでございます。

設置までのスケジュールとしましては、今後速やかに要綱を制定し、その後、学識経験者や各種関係団体などに委員の推薦についてお願いするなど、委員の選任に入りたいと考えております。

第1回目の開催につきましては、年度内での開催を目指し、内容につきましては、制度の仕組みや広域連合が担当する業務についての御説明が中心となると思っております。委員の皆様方からいろいろな御意見をお聞きしたいと考えております。

3番目は、健診につきましてであります。健診率の低さをどうするのか。健診時の服薬等の記載者は、対象者として外している点の見直しをと、こういう御質問であります。

生活習慣病の早期発見や重症化を予防のため、健康診査の役割は非常に重要であると考えております。市町村広報紙などとは別に、昨年は地元新聞の目につきやすい場所に啓発のための新聞広告を掲載したところであります。

健診の主な目的である生活習慣病を原因とする高血圧症などの治療や服薬中の方は、既に治療のための必要な検査を行っていることから、健康診査の対象から除いている市町村もあることが考えられます。

今後も市町村と協力しながら、健診の意識を持っていただくための広報等、啓発活動を積極的に検討していきたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

事務局長でございます。

健診につきまして、1件補足で説明をさせていただきます。

田辺議員から御案内のとおり、厚労省から当初服薬中の方、治療中の方については、健診の必要性についてということで、除外対象として設けていたことは事実でございます。ただ、その途中で制度が始まって、その除外対象につきましては非常にあいまいな形で、きちっと撤回された文書というのは届いてないんですが、現実これを非対象とすることはないというふうなこともお聞きしておりました関係で、私どもも当初の文書、御案内からは確かに対象外という位置づけではございましたが、その後、これまでも田辺議員さんの御質問がいろいろございましたとおりに、お答えいたしておりますとおりに、市町村の自主的な形での取り組み、いわゆる対象として受診をされた方については、その受診についての補助を認めてきているところでございます。

ただ、私ども正式に文書としては、各市町村にお渡しをした、あるいは意思表示をしたという状況ではないので、そのあたり非常にあいまいであったというのは確かだとは思いますが。

しかしながら、受診については市町村の持ち出しの費用等もありますし、反対に市町村が一般施策、あるいは国保の健診などとセットで後期高齢者医療制度の健診も決められているところから、必ずしも後期高齢だけ積極的に健診を行うという形にはなっていない部分もあろうかと思えます。

そういったいろいろな状況の中で、私どももこの受診率向上につきましては、非常に重要なことだというふうに位置づけておりますので、市町村に対して何らかのアピールをできるように考えていきたいというふうに考えますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。〔降壇〕

○2番（田辺 昭夫君）

議長。

○議長（則武 宣弘君）

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）

御答弁ありがとうございました。

運営協議会については、年度内に開催されるということで、ようやくそこまで来たということであれしく思っております。やはり多くの方々のお声が反映できるような、そういう協議会にさせていただきたいというふうに思っております。

健診について、最後に質問させていただきたいと思いますが、高齢者健診については、これは実際は高齢者の方が健診を受ける際に、アンケートをやります。その際に、アンケートの最初のところに血圧を下げる薬を飲んでいますか、いませんかという問いがありまして、そこに飲んでいるということを書けば、そこからもう健診は受けられないというふうになってしまっている。これは市町村の、倉敷でいいますと、ちゃんと健診の中に服薬している人は健診が対象から外れますということを書いているんですね。ですから、当初この健診がスタートしたときに、高齢者の皆さんは病院に行って健診を受けたいんだけどと言ったときに、いや、あなたは病院にかかっているから外れますよと言われて、結局そういうことから、私らは健診を受けられないんだということで、倉敷の場合は健診率5.

何%ですから、もう最悪の数字なんですけれども、そういうことで健診を本来受けなければならぬ方が、どんどん逃げていったというか、健診を受けないということになっていったということです。そのことの一つのやはり問題は、服薬者を健診から外すという数字なんです。これはやはり広域連合がきちっと解釈について、こうあるべきだということについて言っていたかないと、私も市議会の保健審議会で先日担当者に聞いたら、これは広域連合が一応、広域連合の見解に基づいてやっていると、このように逃げるわけですね。広域連合から何にもない以上は、健診は当然服薬者は外すということになるんだということに見解がありますので、今何らかのアピールをしていきたいという事務局長の御答弁ですから、その中で現場のところで、そういう服薬者についても外すということのないようにしていけるような、そういう見解なりアピールをしていただきたいと思います。その点について、再度御答弁をお願いします。

○議長（則武 宣弘君）

当局の答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）

事務局長でございます。

田辺議員の再質問について御答弁を申し上げます。

健診の問題でございます。

確かに受診率の向上につきましては、病気にかかっておられる方も早く発見して予防するということが、非常に重要なことだということは、先ほど来の御答弁のとおり重要に認識しているところでございます。

しかしながら、確かに既にいろんな検査をしている方々に対して、さらに健診をするというの、必ずしも必要なことだとは認識がしにくい部分というのは確かにあります。しかしながら、いろいろな健診の意識づけをもって皆様が健診を受けるという気持ちにつきましては、これはくみ上げていかなければならないというふうに思いますので、そういう現在服薬中であろうとも健診を受けて、そのあたりを今後の治療に生かしていくんだというふうな意識づけをお持ちの方につきましては、こういった健診は受けていただくということは必要ではないかというふうに思っております。したがって、こういう大事なことで、必ずしも受診率が上がれば何でもいいんだということではなくて、本当にこの健診が必要な方に受けていただかなければならないということが1番でございますので、そういった意味合いを含めて意識づけを十分持たせていただくためのいろいろな啓発を含めたアクション、それから先ほど来の御質問の市町村に対してのアクションもあわせて検討しながら取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（則武 宣弘君）

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）

今お話をいただいた点で、一定の了解をいたしました。ぜひ市町村に対してそういうアピールをしていただきたいと思います。

やはり健診の問題は、健診を受けることによってその方々の早く病気が発見されるということも大きな命題ですけれども、やはり最終的には医療費を少なくしていくということだ

というふうに思います。

私も長野県に行ってびっくりしましたけども、やはり罹病率が非常に低いですね。ですから、健診、予防、そこをしっかりとやっていくことで、最終的には医療費の伸びを抑えられるということがありますので、その点で引き続き頑張っていたいただきたいと思います。これは御答弁要りません。

以上です。

○議長（則武 宣弘君）

次に、1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）〔登壇〕

1番、黒見です。

先ほど田辺議員と2点の質問が重なっておりますので、少し違うところからの質問だけさせていただきます。

まず、制度の課題についてですけれども、先ほど広域連合長からの御意見もありましたけれども、制度実施の事務に実際携わっておられる担当部署として、どのようなことを課題と感じておられるのか、もしお聞きできればと思います。

それから2点目は、今出ていました協議会のことですが、当事者の意見聴取についてということで、以前お願いをいたしました。今年度中に実際に開催できるという方向で進んでいるということなので、安心をいたしました。そのことについて、通告では出しておりませんでした。もしお答えいただければということで、質問をさせていただきます。

その協議会ですけれども、今の段階で何人ぐらいの協議会になるのか、それから団体の代表になるということだと思っておりますけれども、団体の代表になるのか。そして、今の段階で内容とか、それから懸案として上がっていること、それから設置条例などの提案については、どういうふうに今の段階でなっているのか、そのことをお教えてください。もう少し具体的に知りたいと思います。よろしく申し上げます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

当局の答弁を求めます。

○広域連合長（西岡 憲康君）

議長。

○議長（則武 宣弘君）

連合長。

○広域連合長（西岡 憲康君）〔登壇〕

基本的には先ほどの田辺議員の御質問にお答えしたとおりであります。しかし、どうも私は、長く続きそうです、現状が。それはどうしてかといいますと、知事会が一番の私はんがんじゃないかなと思うんです。やる気がないと思うんですよ。やったら自分たちのところに責任が回ってくるからということが十分考えられます。そして、このままずるずる延ばしていく可能性が非常に大きいんじゃないかなという気がいたします。その辺が、私のこれが認識です。だけど、これを何とかして変えていかないと、この制度が抜本的には変わってこないと思います。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

事務局長でございます。

当事者の意見聴取についての御答弁を申し上げます。

基本的には先ほど田辺議員にお答えをさせていただいたとおりでございます。

あと、そのほか委員等の御質問につきましてですけれど、今要綱を制定をさせていただいております。この意見を聞く場、懇話会という位置づけで、我々は設定をしております。この懇話会につきましては、条例設置ではなく要綱での設置を考えておりますので、現在要綱の制定に向けて取り組んでいるところでございます。

その中で、委員の問題でございますが、今検討している委員の数は、15人以内という位置づけで考えております。

その内容につきましては、保険医等を代表する者、それから医療保険関係を代表する者、学識経験を有する者、これをそれぞれ3人程度お願いをしていこうかなというふうに思っております。

そして、一番重要であります被保険者などを代表する者として、今の考えでは6名の方を委員にお願いをしようかなというふうに思っております。これは、地域的に偏ることを避け、県南東部、県南西部、それと県北、それぞれ均等にできれば委員を選んでいきたいというふうに考えております。

これは、今後それぞれいろいろな代表の方を含めて、いろんな組織、団体を回る中でお願いをしていって、委員を選任をお願いできれば、そういう形で15人以内で懇話会を発足させていきたいというふうに考えております。

被保険者等を代表することということでございますので、基本的には被保険者の方をお願いしていきたいというふうに考えております。したがって、まずお願いに行くところは、老人クラブの関係のところは委員の推薦をお願いできたらというふうには思っておりますが、その推薦の経緯の中で、今後新たにいわゆる支える方も含めての委員のいわゆる若人というんですか、そういった方も状況によってはお願いをしていかなければいけないかなというふうには思いますが、まず高齢者の方、被保険者の方を優先して、委員をお願いしていきたいというふうに考えております。

これをこの議会終了後から、委員の推薦をお願いしに行きたいというふうに考えております。それで、委員が御了解をいただければ、年度内、状況によっては年が変わってからになるかと思いますが、第1回目の懇話会を開催していきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）

はい、ありがとうございました。

たしか全国の広域連合長の会で要望書が出ていると思いますので、その辺のところも含めて知事会のほうが、できれば県で組織が受けてもらえるような、そういう組織が受けて

もらえるような話し合いをしていただけるといいなということを思っております。それだけを思っております。

それからもう一点は、さっきの懇話会のことなんですが、若年者が支援のほうをしているわけですから、若年者を入れるような意見は出ていないのかということをお尋ねしたいんです。

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）

事務局長でございます。

若年者層の委員の選任につきましての再質問でございますが、先ほど御答弁をいたしましたとおり、まずは被保険者の方を優先的に委員にお願いをしていこうというふうには思っております。そういった中で、今後も含めて、そういう若い委員の選任というのは考えていくことも必要であろうかと思えます。

ただ、先ほど言いましたとおり、被保険者の代表として、今考えているのは6人以内ということでございますが、各地区ごとからお願いをするということになりますので、各地区、男性の方、女性の方というふうに位置づけていくと、どうしても先にそちらのほうになってしまうかなという気はいたします。これは今後委員の推薦をお願いする状況によって、若い方ももしそういう状況の中に入ってお願いするということになれば、当然そういう形で考えていくようになるかと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（則武 宣弘君）

1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）

質問ではありませんが、いろいろ検討してくださっていることというのはわかりました。組織の代表の方が来られると自分の意見を言われることが多くて、できるだけ自分の抱えていらっしゃる方や組織の方の声を出して、集めてきてくださるようということで、要望とか依頼とかしていただけたらと思えます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（則武 宣弘君）

以上で通告を受けました一般質問は、すべて終了いたしました。

一般質問を終わります。

ここで5分間の休憩をいたします。2時40分から再開をします。

午後2時35分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（則武 宣弘君）

それでは、再開をいたします。

日程第5 議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」

○議長（則武 宣弘君）

日程第5、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

○広域連合長（西岡 憲康君）

議長。

○議長（則武 宣弘君）

広域連合長。

○広域連合長（西岡 憲康君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の補正予算につきましては、保険給付費等の年度最終見込みによるそれぞれの療養費などの確定に伴う減額などございまして、24億4,610万6,000円を減額し、2,287億2,986万8,000円とするものでありまして、平成24年3月28日に専決処分を行ったものでございます。

詳細につきましては事務局からの補足の説明をしていただきますので、よろしく御審議を賜り御承認をいただきますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

特別会計補正予算（第3号）の補足説明をいたします。

補正予算の主なものを御説明いたします。予算書の7ページをお開きください。

歳入でございます。

大きい金額でございますところの第2款国庫支出金2億1,000万円余の追加につきましては、調整交付金などの最終見込み額による増額などございます。

第4款支払基金交付金9億1,000万円余の減額は、若年者からの支援金で、療養給付費最終見込み額に伴う減額でございます。

第7款繰入金17億5,000万円余の減額は、療養給付費等負担金の支出最終見込み額による給付費準備基金繰入金の減額などによるものでございます。

その他を合わせ、歳入から24億4,000万円余を減額するものでございます。

続きまして歳出でございます。

第2款保険給付費24億9,000万円余の減は、療養給付費など最終見込みによる減額でございます。被保険者が窓口で御負担いただいたものを除く医療費を医療機関にお支払いする療養給付費22億4,000万円余の減額がその主なものでございます。

その他高額療養費1億7,000万円余などの減額を合わせて、歳出から24億4,000万円余

を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第7号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第7号について、質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第8号・議案第9号

○議長（則武 宣弘君）

次に、日程第6、議案第8号「平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び議案第9号「平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

○広域連合長（西岡 憲康君）

議長。

○議長（則武 宣弘君）

広域連合長。

○広域連合長（西岡 憲康君）〔登壇〕

ただいま一括上程いただきました議案第8号「平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」、議案第9号「平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」につきまして、その概要の説明を申し上げます。

まず一般会計は、広域連合組織運営のための経費でございます。

歳入歳出決算書及び決算附属書20ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額

5,811万4,000円に対し、歳出総額5,700万4,000円となりまして、差引額111万円が実質収支額となっております。

次に特別会計でございますが、特別会計は制度運営のための予算でございます、そのほとんどの支出が保険給付事業に要する費用でございます。

歳入歳出決算書及び決算附属書48ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額2,287億7,984万円に対し、歳出総額2,286億7,791万9,000円で、差引額1億192万1,000円が実質収支額となっております。

詳細につきましては事務局からの補足の説明をしていただきますので、よろしく御審議を賜り御認定をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

事務局長でございます。

それでは、一般会計歳入歳出決算についてから説明をさせていただきます。決算書及び決算附属書7ページからの事項別明細書で、主なものにつきまして御説明いたします。

まず、8ページをお開きください。なお、金額につきましては、決算書のほうに記載しておりますとおりますので、説明は省かせていただきます。

一般会計のうち主なものは、第1款分担金及び負担金でございます、収入額は予算現額と同額で、事務的経費の市町村分担金でございます。収入未済額はございません。

次に、12ページの歳出の主なものでございます。

第2款総務費で、銀行振込手数料、総務課職員の職員派遣負担金、市町村振興センター施設負担金などがございます。執行率につきましては97.58%、不用額は140万円余となっております。

18ページでございます。

一般会計歳入合計が5,811万4,971円、歳出合計が5,700万4,285円、歳入歳出差引総額は111万686円となっております。

続きまして、議案第9号の特別会計歳入歳出決算でございます。同じく事項別明細書により、歳入歳出の主なものを御説明いたします。決算書28ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

第1款市町村支出金は、第1目事務費負担金は制度運営のための市町村負担金、第2目保険料等負担金は市町村が徴収した保険料等、第3目療養給付費負担金、これは療養給付費の12分の1の定率負担でございます。

なお、保険料につきましては、市町村の収入額を収入しておりますので、決算上収入未済額はございませんが、市町村においての実質収納状況は、現年収納率99.35%、滞納繰越分34.30%、合計98.47%で、2億3,000万円余が収入未済、3,000万円余が不納欠損となっております。

次に、第2款国庫支出金についてでございます。

まず、第1項国庫負担金につきましては、療養給付費の12分の3の定率負担でございます。

す第1目療養給付費等負担金などがございます。

第2項国庫補助金につきましては、財政調整に伴う第1目調整交付金などがございます。続きまして、30ページの第3款県支出金でございます。

県支出金のほとんどは、第1項県負担金でございまして、療養給付費12分の1の県定率負担などがございます。

次ページの第4款支払基金交付金は、若年者層からの支援金でございます。

飛びまして第7款繰入金は、第2項基金繰入金につきましては療養給付費等負担金の額の決定による償還財源である第1目後期高齢者医療給付費準備基金繰入金、それから特別軽減措置財源であります第2目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金でございます。

第8款繰越金は、前年度繰越金でございます。

第9款諸収入は、交通事故等による第三者納付金などがございます。

以上が歳入における主なものでございます。

次に、38ページ以降の歳出でございます。

第1款総務費でございますが、その主なものといたしましては、第13節委託料、電算システムの維持管理のための電算委託料等、第19節負担金補助及び交付金、これは業務課職員の職員派遣負担金等でございます。

次に、歳出のほとんどを占める第2款保険給付費でございます。その主なものは、医療機関に支払うなどの第1項療養諸費、高額医療に対する第2項高額療養諸費、葬祭費の第3項その他医療給付費でございます。

次に、第3款県財政安定化基金拠出金は、財政安定化基金への拠出金でございます。

第5款保健事業費は、健康診査事業市町村補助金でございます。

第6款基金積立金につきましては、療養給付費等負担金平成23年度分の精算財源として、後期高齢者医療給付費準備基金に、次年度特別軽減措置財源を後期高齢者医療制度臨時特例基金に、それぞれ積み立てたものでございます。

第7款諸支出金、これは国県市町村並びに支払基金に療養給付費等負担金を精算するための償還金などがございます。

46ページをお願いいたします。

以上、歳入合計が2,287億7,984万402円、歳出合計が2,286億7,791万8,848円、歳入歳出差引総額は1億192万1,554円となっております。

最後の50ページでございます。

財産に関する調書でございまして、1の公有財産以下記載のとおりとなっております。

以上で決算関係の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第8号及び議案第9号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第8号及び議案第9号について、質疑を行います。

質疑の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

議案第9号について質疑をいたします。

1つ目は収納率についてですけれども、現年が99.35%、それから繰越滞納分が34.30%、合計で98.47%ということで、1.53%普通徴収の方々が保険料を納めていないという実態があるわけですが、どういう状況で納められていないか、その内容についてどのように把握をされているのかお示してください。

また、短期保険証の発行状況はどうなっているのでしょうか。あわせて差し押さえの実態についてもお示してください。

以上です。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

当局の答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

まず、市町村におけます保険料収納率につきましては、田辺議員御案内のとおり、現年滞納繰越分は合わせて98.47%となっております。

保険料の徴収につきましては、市町村に担当をお願いしておりますので、それぞれの市町村の状況によって、滞納あるいは徴収業務をお願いをしているところでございます。滞納に至っております経緯につきましては、市町村によってまちまちだというふうに考えておりますが、いわゆる普通徴収の中で納付が遅れているという状況ではなかろうかと思っております。個々に詳しくはちょっと把握できかねておりますので、申し訳ございません。

次に、短期保険証の発行件数につきましては、2月1日時点で発行しておりますのが一番最新となっております、2月1日時点で84件でございます。

それから、差し押さえの件数及び金額につきましては、121件で2,584万2,000円となっております。差し押さえ金額は2,584万2,000円となっております。

先ほども言いましたとおり保険料徴収業務につきましては、市町村をお願いしているところでございまして、収納に当たってはそれぞれ努力をされてきておられます。そういった結果から、現年度分で見れば99.35%と、対前年に比べると上がっているという状況でございます。

また、滞納につきましては、そういう収納状況の取り組みの中で、短期被保険者証の発行並びに差し押さえ処分を行っているところでございますが、短期被保険者証の交付に当たっては、滞納者との納付相談の機会を設けるために交付いたしておるものでございまして、納付相談ができれば通常の被保険者証を交付いたしております。

また、滞納処分（差し押さえ）につきましては、文書や電話などによる催告等によるきめ細やかな収納対策を適切に行った上で、十分な収入や資産があるにもかかわらず、私どもの保険料だけでなく、市町村の他の税や料、こういったものの滞納もあつたりする場合、いわゆる悪質な滞納者というふうに位置づけられた方々に対して、市町村の実情に合わせ

て差し押さえを行っているようでございます。

いずれにいたしましても、納付期限内に納付している多くの被保険者の皆様方との公平を保つため、今後とも各市町村と連携を図りながら、保険料収入の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）

市町村の滞納状況については、個々にこれは深く把握はしていないということでありましたけれども、この普通徴収の額というのは、私の理解では、年金が月1万5,000円以下の世帯という方が普通徴収になっているというふうに理解をしているわけで、月1万5,000円の年金の額といたら、本当にそれでは生活できない状況があるというふうに思うわけですが、そういう人たちが滞納をしてしまって、しかもその人たちがまた短期保険証、それから差し押さえということになると、私は本当に寝ている高齢者から布団を剥ぐようなことになっているんじゃないかという、そういう心配があるわけで、そこら辺のところを慎重にやっていただきたいというふうに思っておりますので、広域連合としては市町村に任せておりますから、市町村から聴取しないとわからない点だと思っておりますけれども、そこら辺は慎重にやってほしいということをお願いをしておきたいと思っております。質問ではございません。

以上です。

○議長（則武 宣弘君）

次に、1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）〔登壇〕

1番、黒見です。

議案9号について質問ですけれども、主に報告書の説明がありました事業に関して質問をさせていただきたいと思っております。

1つ目は、ジェネリック医薬品について、差額通知についてのお尋ねです。

総務費一般管理費の需用費として、主要な施策の成果に関する報告書の部分が6ページのところに、ジェネリック医薬品希望カード印刷代27万4,050円が出ております。被保険者に症状によってジェネリック医薬品が使えないということがあるというのも、行政の方のほうから聞いておりますが、ジェネリック医薬品の利用が増えたら、療養給付費の支払いのほうに影響があるのではないかというふうに思っています。そこで、被保険者に処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合に、自己負担額がどのぐらいになるかというような試算をした差額通知、その差額通知を被保険者の方に送ることは難しいでしょうかということ、1点目お尋ねいたします。

それから2点目ですが、医療費通知事業についてです。

医療費通知事業の役務費として、委託料というところで2,634万4,112円というふうにされています。通知する効果というのを、医療費の通知ですが、医療費を通知する効果ということに対してどのように考えて取り組んでおられますでしょうか。執行に際しては役務費もかかるし委託料もかかるし、随分手間がかかるというふうに思っています。経費もかか

ると思いますが、そのような事業を進めておられる、その思いをお聞かせください。

それから3番目ですけれども、市町村特別対策事業交付金というところでお尋ねします。

一般管理費の負担金補助及び交付金のところに、その特別対策事業交付金というのがありますが、いつ頃から交付され始めて、内容はどのようなものなののでしょうか。関係市町村が行う特別対策事業に必要な費用に対して補助金を交付するというふうにされていますけれども、市町村からはどのような事業が出されてきていますでしょうか。

それから4点目ですが、1項2目にあります訪問看護療養費についてです。

指定訪問看護にかかる保険者負担分ということで出ていますが、療養費支給件数が6,881件ということで、実態をもう少し詳しくお教えてください。

それから5点目ですが、県財政安定化基金拠出金というところで1億5,938万9,986円という支出がされています。県の設置している県財政安定化基金の現在高とそれから積立目標額、このぐらい積み立てたいという目標額と、それから現在の状況をお教えてください。

〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

当局の答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

事務局長です。

黒見議員から5点の御質問をいただきました。順次お答えをいたします。

まず、ジェネリック医薬品につきましての差額通知を送ることにつきましての御質問でございます。

国におきましてジェネリック医薬品の普及につきましては、平成24年度までに数量シェア30%を目標に、いろいろな取り組みを行っているところでございまして、御質問の差額通知につきましても推進を図っているところでございます。

岡山県広域連合として、ジェネリック医薬品利用促進の取り組みにつきましては、平成22年度から被保険者に希望カードを配布いたして、利用促進に努めております。

御提言の差額通知につきましては、現在行ってはおりません。いろいろ整理しなければならない事項等ございますが、全国の他の広域連合や県内の市町村国保におきましても、既に取り組みを始めたところもございますので、そういった取り組みの実例などにつきまして、方法や効果などをお聞きしてみたいというふうに考えます。

次に、医療費通知の事業の費用がかかるが、必要な事業かという御質問でございます。

医療費通知につきましては、被保険者の方に健康や医療に対する理解を深めていただくために、保険者が取り組むべき事業でございます。

その効果といたしましては、自分の健康管理を心がけ、重複・頻回受診を抑止するなど、適正な保険診療を受けていただき、健康長寿に努めていただくことにより財政の健全運営が実現いたしまして、最終的には保険料の上昇抑制が期待できるというふうなものでございます。

もう一つには、診療日数などの記載事項の確認をお願いすることによりまして、架空請求などの不正利得抑止が促進されてくることとなります。

保険者としての責務で、そのほとんどが実施している医療通知につきましては、必要と

考えております。確かに費用はかかっておりますが、費用対効果を測定することはできませんが、被保険者の方への意識づけという面におきまして、今後も医療費通知事業を実施してまいりたいと考えております。

3点目の市町村特別対策事業交付金につきましてでございます。

市町村特別対策事業交付金につきましては、制度開始当初から行っております事業でございます。

当初におきましては、制度開始直後の制度周知のための市町村が実施する広報や相談窓口の開設費用、あるいは支所などの窓口に設置する端末機の増設などについての申請をいただいております。

また、人間ドック事業等も対象となったことから、その人間ドック事業等についても申請をいただいております。特に肺炎球菌ワクチン接種事業につきましては、昨年度から交付対象としたことによりまして、多くの市町村からの申請をいただき、一挙に決算額が増加したこととなっております。

本事業は、国からの交付金による基金や特別調整交付金で行っておりまして、国の交付対象事業に基づき、市町村の申請により交付いたしているところでございます。

次に、4点目の訪問看護療養費につきましてお答えをさせていただきます。

在宅療養が必要であると医師が判断された方及び介護認定を受けられている方で、末期の悪性腫瘍等、指定される疾病の場合につきましては、県などの行政機関から指定を受けた訪問看護ステーションなどの訪問看護師から、療養上の世話や必要な診療の補助を受けることができます。

訪問看護療養費は、その費用について訪問看護師を派遣する事業所、いわゆる特定訪問看護事業所でございますが、この事業所に基準に従って算出した額から本人負担の基本利用料を差し引いた額を現物給付する療養費でございます。

最後の財政安定化基金拠出金につきまして、現在高と目標高、それと現在の状況はという御質問でございます。

財政安定化基金は、インフルエンザなどによる見込みを上回る給付費の増加や、保険料の収納不足などによる財政不足のリスクに対応するため、法に基づき県が設置している基金でございます。

制度開始の平成20年度から6年間、岡山県においては給付額の0.071%を毎年積み立てるということでございます。6年を過ぎたその後は、2年ごとに拠出率を見直すこととなっております。

現在高につきまして県に確認をいたしましたところ、現在18億円余の現在高があるということをお聞きしております。

しかしながら、平成22年・23年度の保険料率改定の折、財政安定化基金の活用によりまして、保険料率を抑制する措置が講ぜられました。また、平成24年・25年度の改定におきましても同様の活用をすることで算定いたしております。

岡山県といたしましては、これまでは活用する事態にはなっておりませんが、今後におきましては、基金からの交付を県にお願いする必要があることになることもあるのではと考えているところでございます。

以上、御答弁をさせていただきます。よろしくお願いたします。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

1 番、黒見議員。

○1 番（黒見 節子君）

細かくお答えいただいております。

5 番目についてなんですけれど、5 つ目の県財政安定化基金なんですけど、お話を伺っていて、18 億のお金があるということで、それもこの会計が広域連合議会の会計には出てこない、総計としては出てこないという現状に思っております。県が持つこの後期高齢者の医療制度のこの制度、県が責任を持つということが大事なことでというふうに改めて思っております。お金の流れも、それでどれだけ基金がたまってきたかということも全部、やはり県で管理をして、公のところにきちんと、たくさんの方の目に触れることが大事だろうと思っておりますので、ぜひ広域連合長のほうで全国のところに行かれましたら、ぜひ県のほうにこの制度を理解していただけるようお願いしたいというふうに思います。要望です。

以上です。

○議長（則武 宣弘君）

以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

通告の討論はございませんので、討論を終わります。

これより議案第 8 号及び議案第 9 号を採決いたします。

まず、議案第 8 号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第 9 号について、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（則武 宣弘君）

起立全員であります。よって、議案第 9 号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第 7 議案第 10 号・議案第 11 号

○議長（則武 宣弘君）

次に、日程第 7、議案第 10 号「平成 24 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」及び議案第 11 号「平成 24 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高

齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いします。

○広域連合長（西岡 憲康君）

議長。

○議長（則武 宣弘君）

広域連合長。

○広域連合長（西岡 憲康君）〔登壇〕

ただいま一括上程いただきました議案第10号「平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」並びに議案第11号「平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」のそれぞれの補正予算につきましては、一般会計補正予算（第1号）は50万円を追加し、6,324万5,000円とするもので、特別会計補正予算（第1号）は13億388万2,000円を追加し、2,386億3,196万7,000円とするものであります。

特別会計につきましては、平成23年度の療養給付費等負担金額の確定による国県等に精算するための返還金等を計上いたしましたものでございます。

詳細につきましては事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

補足の説明をさせていただきます。

一般会計の補正予算（第1号）でございます。補正予算書最後の6ページをお開きいただければと思いますが、この補正予算につきましては、当初予算に計上いたしております電算機器リース更新に合わせまして、岡山県広域連合のホームページをより見やすいものに構築するためのホームページ作成委託料を、前年度繰越金を財源として計上いたしましたものでございます。

特別会計補正予算（第1号）でございます。その主なものについて御説明します。補正予算書6ページでございます。

連合長御答弁のとおり、本予算につきましては、平成23年度分療養給付費等の負担金の精算のための予算でございます。

まず、第2款国庫支出金につきましては、平成23年度療養給付費の追加をいただくこととなります。

第7款繰入金は、同じく療養給付費精算のための財源として後期高齢者医療給付費準備基金からの繰入金でございます。

歳出でございます。

第6款基金積立金は、次年度に療養給付費等負担金を精算するための財源を、後期高齢者医療給付費準備基金に積み立てるものでございます。

第7款諸支出費につきましては、平成23年度療養給付費等負担金の確定に伴う市町村や支払基金などに精算返還するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 10 号及び議案第 11 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 10 号及び議案第 11 号についての質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第 10 号及び議案第 11 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 10 号及び議案第 11 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8 議案第 1 2 号・議案第 1 3 号・議案第 1 4 号・議案第 1 5 号

○議長（則武 宣弘君）

次に、日程第 8、議案第 12 号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 13 号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 14 号「岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 15 号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

○広域連合長（西岡 憲康君）

議長。

○議長（則武 宣弘君）

広域連合長。

○広域連合長（西岡 憲康君）〔登壇〕

ただいま一括上程いただきました議案第 12 号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」ほか 3 件の議案につきましては、い

ずれも一昨年的人事院規則の一部改正に基づく職員の育児休業等の改正に伴う条例改正で
ございます。

議案第 12 号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一
部を改正する条例」につきましては、育児短時間勤務職員等の 1 週間当たりの勤務内容等、
それから議案第 13 号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一
部を改正する条例」は、育児休業ができない職員の範囲等、議案第 14 号「岡山県後期高
齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例」においては、時間外
勤務手当の支給割合等、議案第 15 号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例」では、給料月額等について改正を行うものであります。

よろしく御審議を賜り御承認をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 12 号から議案第 15 号までについては、委員会付託を省略し、本会議において御
審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 12 号から議案第 15 号について、質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

これより討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第 12 号から議案第 15 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 12 号から議案第 15 号は原案のとおり可決する
ことに決定いたしました。

日程第 9 議案第 16 号「専決処分の承認を求めることにつ
いて（岡山県市町村総合事務組合を組織する地方
公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合
規約の変更）」

○議長（則武 宣弘君）

次に、日程第9、議案第16号「専決処分の承認を求めることについて（岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更）」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

○広域連合長（西岡 憲康君）

議長。

○議長（則武 宣弘君）

広域連合長。

○広域連合長（西岡 憲康君）〔登壇〕

ただいま上程をいただきました議案第16号「専決処分の承認を求めることについて（岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合の規約の変更）」につきましては、組合を構成する「御津・加茂川環境施設組合」及び「和気・赤磐共同コンポスト事務組合」が、総合事務組合を脱退したことに伴う脱退の承認及び規約の変更についてございまして、5月16日に専決処分といたしましたものでございます。

よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第16号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第16号については、質疑の通告はございません。

これをもって質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました案件の質疑はすべて終了いたしました。

これをもちまして岡山県後期高齢者医療広域連合議会、平成24年8月定例会を閉会いたします。

本日は大変に御苦労さまでございました。

午後3時26分 閉会

平成24年8月定例会一般質問発言通告一覧表

順序	氏名	件名
1	田辺昭夫	○後期高齢者医療制度の動向について ○運営協議会の設置について ○健診について
2	黒見節子	○後期高齢者医療制度の課題について ○当事者の意見聴取について

平成24年8月定例会議案質疑発言通告一覧表

議案番号	氏名	質疑内容
議案第9号	田辺昭夫	平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
議案第9号	黒見節子	平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顔末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長

則 武 宣 弘

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

磯 田 博 基

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

井 戸 賢 一